

## 受動喫煙の防止等に関する条例実施要領

平成24年 3月30日制定

改正 平成25年 2月 5日

(趣旨)

第1条 この要領は、受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号。以下「条例」という。）及び受動喫煙の防止等に関する条例施行規則（平成24年兵庫県規則第21号。以下「規則」という。）の適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(受動喫煙防止区域等の特例)

第2条 条例第9条第5項に規定する知事が別に定める建物内の区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 精神病床を有する病棟（常時又は一時的に閉鎖されるものに限る。）に設置された喫煙室
- (2) 緩和ケアを行う病院の病棟に設置された喫煙室
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する母子生活支援施設の建物内に設置された喫煙室
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第24条第1項に規定する許可の条件を満たすために建物内に設置された喫煙室

2 条例第9条第5項に規定する知事が別に定める受動喫煙の防止等に関する措置は、前項の区域において発生したたばこの煙が受動喫煙防止区域に直接流入することがないようにするために必要な措置とする。

(対象施設の特例)

第3条 条例別表第1備考1(3)に規定する知事が別に定める対象施設は、条例別表第1の15に掲げる対象施設のうち、一の独立した客席の区画ごとに、たばこの煙を常に直接屋外に排出することができる排煙設備（当該区画における一の客席当たりの換気量が70.3立方メートル毎時以上のものに限る。）が設けられたものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月5日から施行する。